

# 奨学金の償還について

## ■償還期間について

貸付けを受けた学資は、当該学校卒業後（高等学校等から大学等に引き続き貸付けの対象となった者にあつては、大学等の卒業後）から6月間据え置き、その後、貸付けを受けた期間の3倍以内の期間で月賦、半年賦または年賦いずれかの方法で償還していただきます。ただし、都合により繰上償還することができます。

- 【例】 (1) 高等学校の3年間貸付けを受けた者 9年以内  
(2) 高等学校及び大学の7年間貸付けを受けた者 21年以内

奨学生が退学し、または成業の見込みがない等の理由で貸付けを廃止された場合は、その事由の生じた月から3年以内に貸付けを受けた金額を月賦、半年賦または年賦いずれかの方法で償還していただきます。ただし、事情によって別途の償還方法を指示することもあります。

## ■償還に係る注意事項

貸付終了後、6か月の据え置き期間中に「借用証書の提出について」お願いしますので、償還方法をご確認のうえ、借用証書を作成してください。連帯保証人（保護者含む）の印は、印鑑登録の印と同一のものはっきりと押印のうえ、印鑑登録証明書を一通ずつ添付してください。

### 【償還は原則口座振替です（手数料無料）】

「南島原市口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記入、押印のうえ指定の金融機関にご提出ください。「南島原市口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は市内の(株)十八親和銀行、(株)長崎銀行、島原雲仙農業協同組合、(株)ゆうちょ銀行、及び島原市の九州労働金庫に備えてあります。

期限内に納付がない場合、督促状を送付します。

## ■償還の猶予

奨学資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、その期間中償還を猶予することができます。奨学資金償還猶予願（様式第7号）に下記事項を証明するものを添えて市長に提出しなければなりません。※猶予願を提出される方も借用証書の提出は必須です。

- (1) 奨学資金を受けた学校からさらに上級の学校（予備校を含む。）に進学した場合におけるその在学期間（証明書類：在学証明書等）
- (2) 疾病その他やむを得ない事由により償還が困難と認められる場合、その事由が継続する期間（証明書類：医師による診断書等）

## ■償還の免除

奨学生が死亡したときは、遺族または保証人において本人の戸籍抄本を添えて市長に届け出なければなりません。

※職種による償還の免除はありません。

## ■諸届けについて

奨学生は、自己及び連帯保証人の住所勤務先その他身上に関する事項に変更があった場合は、市長に奨学資金申請事項変更届（様式第8号）を提出しなければなりません。

※不明な点は南島原市教育委員会教育総務課(Tel. 0957-73-6701)までお問合せください。